

日本有病者歯科医療学会認定医制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は有病者に必要とされる歯科医療を提供するための知識、臨床経験を有する 歯科医師を養成することにより、歯科医療の立場から有病者の健康を増進することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために日本有病者歯科医療学会(以下「学会」という)は、日本有病者歯科医療認定医(以下「認定医」という)の制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会

- 第3条 学会は認定医および第5章に規定する日本有病者歯科医療学会指導医(以下「指導医」という)ならびに第6章に規定する日本有病者歯科医療学会認定研修歯科診療施設(以下「研修施設」という)の資格の適否の審査と本制度の運用を適正に行うために認定委員会を置く。
- 第4条 認定委員会は、定員若干名の委員をもって構成する。
- (1) 委員は指導医でなければならない。
 - (2) 委員の任期は2年、半数交替制とし、再任を妨げない。
 - (3) 委員長及び委員は理事長がこれを指名する。
- 第5条 認定委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (1) 認定委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第3章 認定医申請者の資格

- 第6条 認定医の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。
- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者
 - (2) 認定医申請時において、継続して5年以上学会正会員である者
 - (3) 第4章第8条に規定する有病者に必要とされる歯科医療に係わる研修内容を満たした者

第4章 認定研修

- 第7条 認定研修は、学会認定医として、有病者に必要とされる歯科医療における的確な診断と治療のために必要な知識および高度な医療技術を修得することを目的とする。
- 第8条 認定研修は次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、(2)～(3)についての細目は別に定める。
- (1) 研修施設において、指導医のもとで3年以上有病者に必要とされる歯科医療に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
 - (2) 学会が主催する学術大会及び研修会に出席すること
 - (3) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する発表を行うこと

第5章 指導医申請者の資格

- 第9条 指導医の資格を申請する者は、次の(1)～(3)及び別に定める研修のすべてを満たすことを必要とする。
- (1) 認定医資格を有する者
 - (2) 指導医申請時において、継続して10年以上学会正会員である者
 - (3) 認定医の資格を得た後5年以上学会の正会員であり、その間に別に定める研修内容を満たした者

第6章 認定研修歯科診療施設

第10条 研修施設は、次の各号に該当する施設について、認定委員会が審査を行い、理事会が認定する。

- (1) 有病者歯科またはそれに相当する診療部門のある歯科医師育成を担っている大学病院
- (2) 別に定める条件を満たす病院歯科、歯科診療所、等

第7章 申請と登録

第11条 認定医、指導医及び研修施設の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第12条 認定医の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては記述試験及び口頭試問（以下「試験」とする）を課する。試験は認定委員会がこれを行う。認定委員会はその結果に基づき認定医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。

第13条 指導医及び研修施設の認定については、認定委員会がこれを審査し、理事会が認定する。

- (1) 認定資格取得者の指導医認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては小論文試験を課する。試験は認定委員会がこれを行う。認定委員会はその結果に基づき指導医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。(2014年3月21日追加改訂)

第14条 認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、学会雑誌及び総会において報告する。

第8章 資格の更新

第15条 認定医及び研修施設は5年毎に資格の更新を行わなければならない。

第16条 認定医の更新に当っては、認定期間5年の間に別に定める研修のすべてを満たさなければならない。

第17条 認定医及び研修施設の資格更新の認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第18条 認定医及び研修施設の更新の審査は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第19条 認定を受けた者は登録申請を行う。学会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

第9章 資格の喪失

第20条 認定医及び指導医は、次の各号に該当するとき、認定委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- (3) 学会正会員の資格を喪失したとき
- (4) 第8章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- (5) 認定委員会が認定医又は指導医として不適当と認めたとき

第21条 研修施設は、次の各号に該当するとき、認定委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 研修施設の必要条件を欠いたとき
- (2) 第8章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- (3) 認定委員会が研修施設として不適当と認めたとき

第10章 補則

第22条 認定委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第23条 第7章及び第8章に定める審査料等については別に定める。

第24条 認定医、指導医及び研修施設の資格の適否の審査は原則として年1回とする。

- 第 25 条 認定医、指導医及び研修施設の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定委員会に届け出なければならない。
- 第 26 条 提出された申請書類の内容については、その受領とともに学会に守秘義務が発生するものとする。
- 第 27 条 本規則の実施に当っては、施行日より、5 年間の暫定期間を設けるものとする。暫定期間内においては、別に定める暫定措置の細目に基づき本制度を運用するものとする。
- 第 28 条 本規則の変更は理事会の議を経て、評議員会及び総会の承認を必要とする。

付 則

この規則は平成 22 年 4 月 24 日より施行する。